

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山下昌彦様

提出者

角谷庄一	森山よしひさ	西徳人
広田和美	出雲輝英	岡崎太
飯田哲史	ホンダリエ	今井アツシ
上田智隆	辻淳子	太田晶也
永井啓介	川嶋広稔	黒田當士
杉田忠裕	土岐恭生	辻義隆
山中智子	井上浩	

(別 紙)

## 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

交通局の廃止に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

〔傍線は削除  
太字は改正〕

### 大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1)－(5) 省 略

(6) 交通水道委員会 14人

ア 省 略

イ 交通局の所管に属する事項

ウ 省 略

エ

3 省 略